

士 午後

令和 7 年測量士試験問題集

(注意) この試験問題の解答は、以下の注意をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

1. 配付物

- (1) 試験問題集 (この印刷物) [表紙, 関数表, 白紙を含めて 40 枚] ……1 冊
- (2) 解答用紙 [5 枚] ……1 冊

試験開始後、紙数の不足や不鮮明な印刷などがあつたら、手を挙げて試験管理員に知らせてください。

2. 解答作成の時間

午後 1 時 30 分から午後 4 時までの 2 時間 30 分です。終了時刻になったら解答の作成をやめ、試験管理員の指示に従ってください。

3. 解答の記入方法

- (1) 解答用紙は、[No. 1] ~ [No. 5] まであります。解答用紙は絶対に切り離さないでください。
- (2) 試験地番号 (算用数字 2 ケタで記入), 受験番号 (算用数字 4 ケタで記入), 氏名を 解答用紙 (No. 1) 及び選択する選択問題 2 題の解答用紙全て (合計 3 枚の解答用紙) に忘れずに記入してください。なお、正しく記入されていない場合は、解答があっても無効になります。
- (3) 問題の [No. 1] は、必須問題です。必ず解答してください。
- (4) 問題の [No. 2] ~ [No. 5] までは、選択問題です。4 題のうちから 2 題を選び、全ての問いに解答してください。選んだ問題は、解答用紙 [No. 1] にある選択表の該当番号を必ず ○ で囲んで示してください。なお、○ の記入が無い問題は解答があっても無効になります。また、3 題以上に ○ を記入した場合は全ての解答が無効になります。
- (5) 解答は、指定された枠内に記入してください。

4. 退室について

- (1) 試験開始後 1 時間 30 分経過するまでと、終了 15 分前からは退室できません。
- (2) 試験終了時刻前に退室する際は、試験管理員が試験問題集及び解答用紙を集めに行くまで、手を挙げてそのまま静かに待っていてください。退室後、再び試験室に入ることはできません。
- (3) 試験終了時刻後に退室する際は、試験問題集を持ち帰ることができます。なお、解答用紙は、どんな場合でも持ち出ししてはいけません。

5. その他

- (1) 机の上に置けるものは、時計 (時計機能のものに限り、アラーム等の機能がある場合は、設定を解除し、音が鳴らないようにしてください。), 鉛筆又はシャープペンシル (HB 又は B), 赤鉛筆, 青鉛筆, 鉛筆削り (電動式・大型のもの・ナイフ類を除く。), 消しゴム, 直定規 (三角定規・三角スケール・折りたたみ式及び目盛以外の数式などの記載があるものは使用できません。), 拡大鏡 (ルーペ), 目薬, ハンカチ, ティッシュペーパー (中身だけ取り出してください。) 及び国土院が用意した電卓に限りです。上記以外のものが置かれている場合は、不正行為の対象となることがあります。なお、電卓は 8 桁しか入力できません。問題には、8 桁を超える数値が現れる場合もありますが、簡単な計算上の工夫で解けるようになっています。
- (2) 試験中は携帯電話等の通信機器の使用を全面的に禁止します。携帯電話等の通信機器を時計として使用することはできません。電源を切ってカバン等にしまってください。
- (3) 関数の値が必要な場合は、試験問題集巻末の関数表を使用してください。ただし、問題文中に関数の値が明記されている場合は、その値を使用してください。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。
- (5) 受験に際し、不正があつた場合は、受験の中止を命じます。
- (6) 電卓動作の確認について、この試験問題集の裏表紙に掲載しておりますので、試験問題集冊子全体を裏返して試験開始までに確認してください。

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

④ 午後

令和 7 年測量士試験問題集

必須〔No. 1〕

問 A. 次の文は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の条文の一部である。

ア ～ カ に入る語句を次のページの語群 1 の番号 1 ～ 14 の中から、
キ ～ サ に入る語句を次のページの語群 2 の番号 15 ～ 26 の中から選び、
それぞれ番号を解答欄に記せ。

第一条 この法律は、国若しくは ア が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは
イ して実施する ウ 又はこれらの測量の結果を利用する ウ につ
いて、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、エ を除き、並びに
オ を確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量
業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達
に資することを目的とする。

第三条 この法律において「測量」とは、ウ をいい、地図の調製及び カ を含
むものとする。

第六条 この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量
の キ を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（建物に関する測量そ
の他の ク 測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令
で定めるものを除く。）をいう。

第二十六条 ケ を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の
測量標を使用することができる。

第五十五条の十三 測量業者は、その営業所ごとに コ を一人以上置かなければなら
ない。

第五十六条 測量業者は、その業務を誠実に行ない、常に サ の確保に努めなければ
ならない。

<次のページに続く>

語群 1

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|---------|
| 1. 基本測量 | 2. 計画 | 3. 公共測量 | 4. 公共団体 |
| 5. 測定の重複 | 6. 測定の信頼性 | 7. 測定の正確さ | |
| 8. 測定用機器の製造 | 9. 測定用写真の撮影 | 10. 地図の重複 | |
| 11. 独立行政法人 | 12. 土地の測定 | 13. 補助 | |
| 14. 民間資金を活用 | | | |

語群 2

- | | | | |
|---------------|---------------------|----------|----------|
| 15. 基本測定以外の測定 | 16. 基本測定及び公共測定以外の測定 | | |
| 17. 局地的 | 18. 公共測定 | 19. 絶対的 | 20. 測定記録 |
| 21. 測定士 | 22. 測定士又は測定士補 | 23. 測定成果 | |
| 24. 測定の信頼性 | 25. 測定成果の正確さ | 26. 調査結果 | |

<次のページに続く>

問 B. 公共測量に関する事項について、次の各問に答えよ。

問 B-1. 次の a ～ c の文は、公共測量における測量作業機関の対応について述べたものである。下線部について、正しいものには○を、間違っているものには×及び正しい対応をそれぞれ解答欄に記せ。

ただし、正しい対応の解答は文中の下線部のみを変更して記載すること。

- a. 測量作業の現地調査において、私有の土地に立ち入る必要があることから、土地の占有者への事前の通知と測量計画機関の発行した身分証明書の携帯を作業員に指示した。
- b. 基準点測量において使用予定のトータルステーションは、測量機器の検定に関する技術及び機器などを有する第三者機関の機器検定を 2 年前に受け、基準に適合していると証明を受けたものである。当該トータルステーションの測定値の正当性は既に保証されていることから、当該検定証明書の写しを測量計画機関に提出した。
- c. 基準点測量において GNSS 観測をすることになったが、基準点の上空周辺に樹木が覆い被さり、十分な衛星数が確保できないことが現地で判明した。そのため、アンテナポールの使用や偏心点の設置などの代替方法を検討し、測量計画機関の承認を得た上で、測量作業を継続した。

問 B-2. 山間地域での測量を受注し、現地での測量作業を実施することとなった。今回、急な斜面に立ち入ることが想定されるため、測量作業機関では、作業員の安全確保の観点のうち、特に(1) 滑落防止の事前対策を検討している。

測量作業機関における下線部 (1) について、作業員の装備の観点及び危険箇所把握の観点での事前対策をそれぞれ一つずつ解答欄に記せ。

<次のページに続く>

問 B-3. 昨今の新たな測量技術の普及に伴い、測量成果などに個人情報が含まれ、適切な取扱いが求められるケースが増えている。「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」も令和 6 年 3 月に一部改正された。

車載写真レーザ測量において計測用カメラで撮影した写真に通行人が写っていた。撮影した写真も測量成果などの一部として納品する予定であるが、測量成果などを整理する段階で、個人情報の漏えいの防止など個人の権利保護のために測量作業機関がとるべき対応を一つ解答欄に記せ。

<次のページに続く>

問 C. 図 1-1 は、測量計画機関が公共測量における基準点測量を実施する場合の測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づく諸手続の流れを示したものである。次の各問に答えよ。

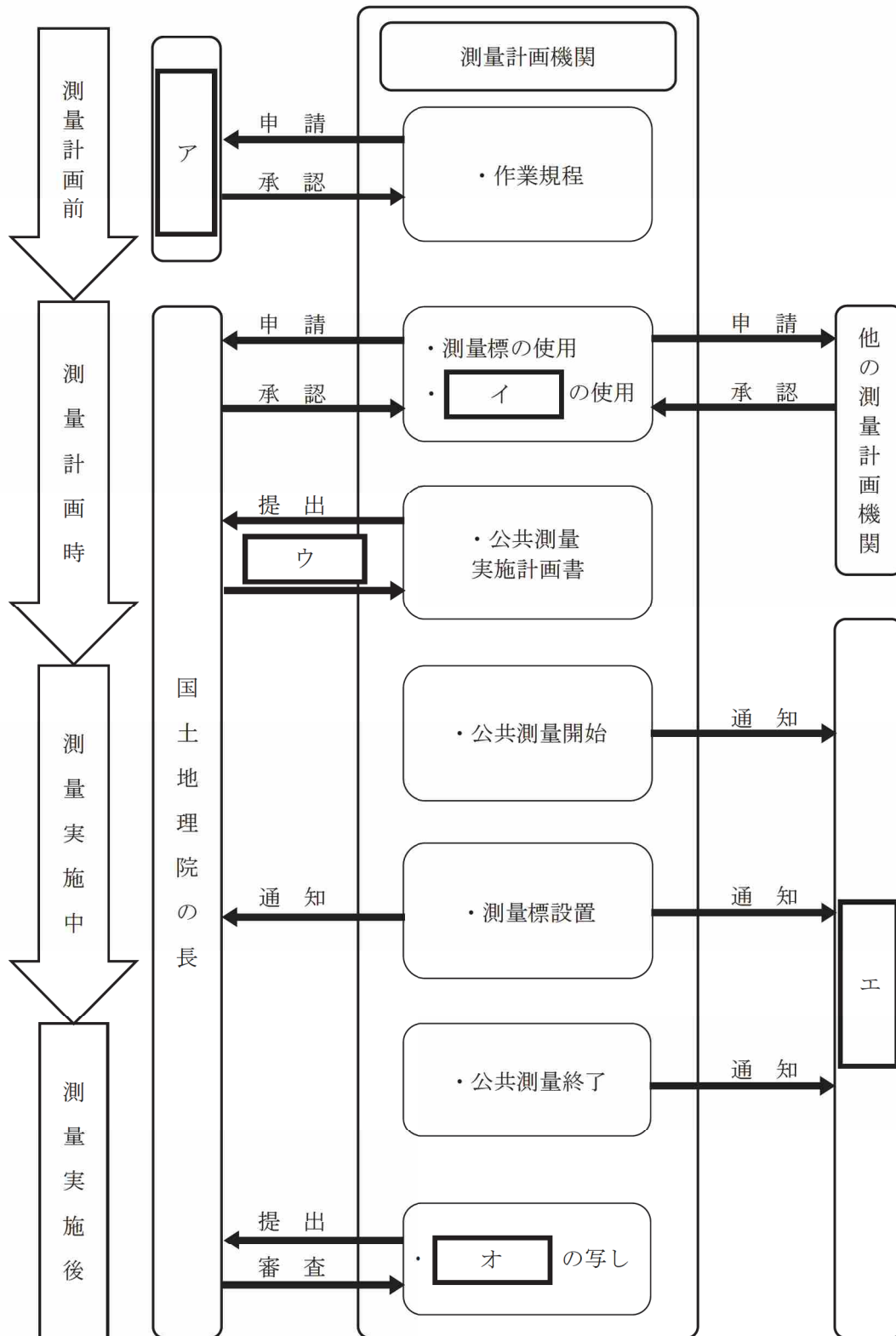


図 1-1

<次のページに続く>

問 C-1. 図 1-1 の、 ～ に入る最も適当な語句を解答欄に記せ。
ただし、同じ語句が入ることもある。

問 C-2. 測量法では、測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、当該公共測量に関して作業規程を定め、あらかじめ の承認を得なければならないこととされている。測量法の目的を踏まえ、測量計画機関が作業規程を定めなければならないとしている理由を 60 字以内で解答欄に記せ。

問 C-3. 測量法では、測量計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、測定の重複を避けるよう、適切な計画を策定することとされている。

測量計画機関が公共測量を実施しようとしているときに、測定の重複を避けるために行うべきこととして作業規程の準則に規定していることは何か。「作業地域における」という語句に続けて解答欄に記せ。

なお、次の語群の語句を全て使用して解答すること。

語群

測量成果など	実施状況
--------	------

問 C-4. 測量法では、公共測量で設置する測量標に表示しなければならない内容を二つ定めている。その二つの内容とは何か。それぞれ解答欄に記せ。

問 C-5. 公共測量の 及び測量標を有する測量計画機関が、当該 及び測量標の使用申請があった場合において確認しなければならないことは何か。主なものを、例に倣って解答欄に記せ。

ただし、例に示す内容は除く。

(例) 申請手続の記載内容が法令に違反していないか。

<次のページに続く>

問 D. 令和 6 年 6 月に測量法（昭和 24 年法律第 188 号）が一部改正された。本改正では、測量技術の進展に伴う担い手の確保の観点など、測量技術者（測量士・測量士補）の資格に関連した事項が含まれている。測量技術者の役割について次の各問に答えよ。

問 D-1. 測量法に定められている測量士と測量士補の役割の違いについて、公共測量の計画の観点から簡潔に解答欄に記せ。

問 D-2. 表 1-1 の二つの観点から測量技術者自らが実践できる活動を、例に倣ってそれぞれ一つずつ解答欄に記せ。
ただし、例に示す内容は除く。

表 1-1

観点 1	新たな測量技術の業務への導入
観点 2	測量技術者の確保

(例)

観点 1	三次元点群測量などの新技術を今後の自社業務への参考とするため、関連する専門誌を購読する。
観点 2	地域の学校で出前授業を行い、三次元点群測量などの測量技術を実体験してもらう機会を設け、測量がインフラ整備など、社会にどのように役立っているかを伝える。

問 D-3. 測量技術者は測量技術を活用して災害時に重要な役割を担うことができる。令和 6 年の能登半島地震のように大規模な地震が発生した際に、測量技術者が災害の状況把握や復旧復興の際に担うことができる (1) 業務の内容及びその業務が復旧復興に (2) どのように役立つかについて、例に倣ってそれぞれ一つずつ解答欄に記せ。
ただし、例に示す内容は除く。

(例)

(1)	地震発生後、被害が発生した可能性のある地域をデジタル航空カメラを使用して空中写真撮影を行う。
(2)	速やかな災害査定に貢献できる。

① 午後 令和7年測量士試験問題集

選択〔No. 2〕

問 A. 公共測量において2級基準点を設置する基準点測量を、トータルステーション（以下「TS」という。）による結合多角方式で実施することになった。次の各問に答えよ。

問 A-1. 表 2-1 は、基準点測量の工程別作業区分と、各工程の主な作業内容及び作成すべき資料等の一部を示したものである。ア～カに入る最も適当な語句を解答欄に記せ。

表 2-1

工程別作業区分	作業内容	作成すべき資料等
作業計画	作業方法の決定 使用機器、作業要員、日程の決定 地形図上で新点の概略位置を決定	作業計画書 ア 図
選点	土地立入りの手続 既知点の現況調査 新点の設置位置の選定	基準点現況調査報告書 建標承諾書等 イ 図 平均図
測量標の設置	新点に ウ 標識を設置 写真撮影	測量標設置位置通知書 測量標の地上写真 エ
観測	使用機器の点検及び調整 観測の実施 観測値の点検	観測図 観測手簿 観測記簿
計算	点検計算の実施 平均計算の実施	点検計算簿 平均計算簿 オ 表
カ	製品仕様書に基づく評価	カ 表
成果等の整理	成果等の整理・点検 社内点検の実施	基準点成果表 基準点網図

〈次のページに続く〉

問 A 2. 後続作業として TS による 4 級基準点測量が予定されている。本作業で設置する新点（2 級基準点）の選点に当たり、後続作業における利用を踏まえ、考慮すべき事項を二つ、例に倣って解答欄に記せ。

ただし、例に示す内容は除く。

（例）土地所有者又は管理者から立入りの許可を得られる場所に選点する。

作業の安全が確保される場所に新点を選点する。

問 A-3. TS による基準点測量において、結合多角方式による多角網を形成する際に精度管理上考慮すべき事項を二つ、例に倣って解答欄に記せ。

ただし、例に示す内容は除く。

（例）1 個の多角網における既知点数

問 A-4. TS による基準点測量の観測終了後、点検計算を行い、観測値の良否を判断するための点検路線を選定したい。点検路線の選定条件を二つ、例に倣って解答欄に記せ。

ただし、例に示す内容は除く。

（例）路線長はなるべく短いものとする。

〈次のページに続く〉

問 B. 公共測量における GNSS 測量機を用いた 3 級基準点測量を、既知点に電子基準点のみを用いたスタティック法により実施することとなった。次の各問に答えよ。

問 B-1. 図 2-1 は、測量計画機関の承認を得た平均図を模式的に表したものである。以下の観測条件を考慮して観測計画を立案し、解答欄に観測図を作図せよ。

ただし、GNSS 観測のセッションは破線 で囲い、観測順にアルファベットで A から順に全て表記すること（例 セッション A, セッション B, セッション C, …）。また、各セッションを示す破線は、セッションごとの観測点のはっきり識別できるように、線の引き方などに留意すること。

（観測条件）

- ・ 1 級 GNSS 測量機を 1 台及び 2 級 GNSS 測量機を 3 台の合計 4 台を使用できる。
- ・ セッション数は最小となるよう計画する。
- ・ 偏心点はなく、節点は設けない。
- ・ 各測点間の移動時間や機器設置の難易度の差は考慮しない。

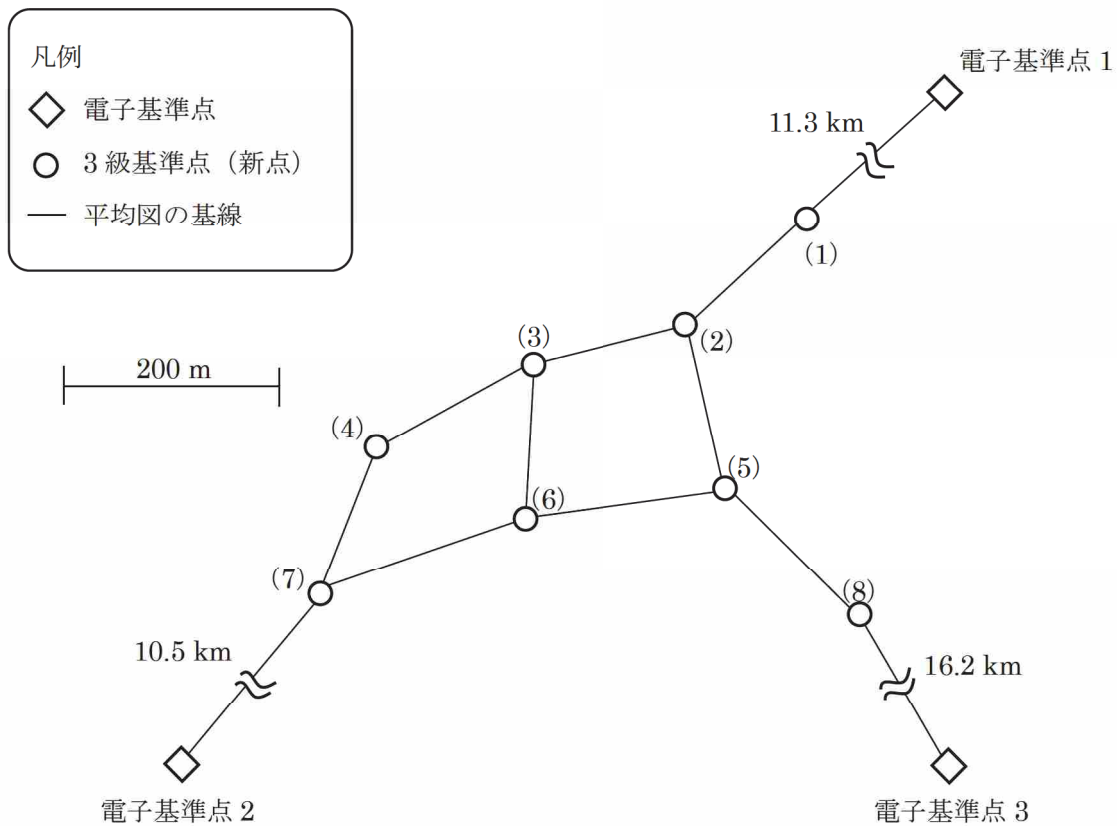


図 2-1

〈次のページに続く〉

問 B-2. 問 B-1 において解答欄に作図した観測図に、電子基準点間の閉合差を確認するために必要な点検路線を全て、例に倣って赤色の矢印で追記せよ。

ただし、点検路線の数は最小となるようにすること。

(例)



問 B-3. 地殻変動が既知点間の相対位置に与える影響を検討したい。以下の条件の場合、20 年間で蓄積する地殻変動量を、既知点間の距離が 1.5 km と 20 km のそれぞれの場合について mm 単位で小数第 1 位を四捨五入し、整数で求め、解答欄に記せ。

なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。また、地殻変動量とは、ある既知点を固定した場合のもう一方の既知点の位置の相対的な変化量とする。

(条件)

- ・地殻変動による 10 km 当たりの位置の相対的な変化は一律に 2 mm/年とする。
- ・既知点の位置の相対的な変化の方向及び速度は変わらないものとする。

問 B-4. 電子基準点のみを既知点とする場合、点検計算において、既知点座標と基線解析結果を整合させるためには、使用する既知点の緯度、経度及び楕円体高はセミ・ダイナミック補正を適用した今期座標としなければならない。セミ・ダイナミック補正を適用する理由を、次の語群の語句を全て使用して 70 字以内で解答欄に記せ。

語群

既知点	距離	地殻変動	不整合
-----	----	------	-----

〈次のページに続く〉

問 C. 公共測量によって設置した水準点及び基準点の管理や使用について、次の各問に答えよ。

問 C-1. 水準点 P の亡失が確認されたため、再設を行うこととなった。図 2-2 は水準点 P の再設置後の水準路線を模式的に示したもので、表 2-2 はその観測結果である。標尺補正後の路線 (1)、(2) の高低差及び水準点 P の標高の最確値を、それぞれ m 単位で小数第 5 位を四捨五入して小数第 4 位まで求め、解答欄に記せ。

ただし、この観測で使用した標尺の標尺改正数は 20 °C において +4.0 μm/m、膨張係数は $+1.0 \times 10^{-6}/^{\circ}\text{C}$ であり、既知点 A 及び B の標高はそれぞれ 32.5243 m 及び 22.7378 m である。

なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。

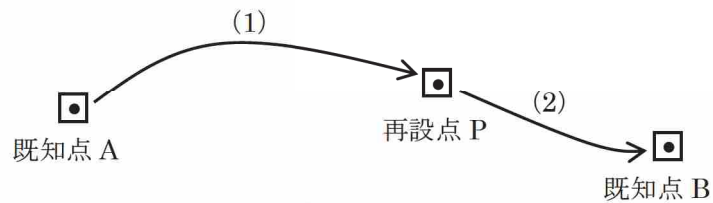


図 2-2

表 2-2

路線番号	路線方向	観測距離	標尺補正前の 観測高低差	観測時の 平均気温
(1)	A → P	2.00 km	-22.5342 m	7 °C
(2)	P → B	1.00 km	+12.7488 m	8 °C

〈次のページに続く〉

問 C-2. 地震による地殻変動などで現況に適合しなくなった基準点については、国土地理院が提供している補正パラメータ及び補正ソフトウェアを用いて、その座標値を補正することができる場合がある。基準点成果の改定について述べた次の文の下線部(1)及び(2)について、正しいものには○を、間違っているものには×を解答欄に記せ。また、～に入る最も適当な語句を解答欄に記せ。

地震に伴う地殻変動の大きさは、地震の規模及び発生箇所などにより異なるが、大規模地震などによる地殻変動の影響範囲は極めて広域にわたり、その影響範囲内の基準点は多数に及ぶ。海溝型地震で震源域が陸域から遠い場合、陸域で生じる地殻変動は同様であることが多く、補正パラメータによる補正が(1)有効ではない。一方、内陸型の地震で、震央付近などで地表に複雑な地殻変動が生じた場合、補正が(2)有効である。

補正パラメータを用いて補正を行うことが有効な場合、補正パラメータが提供されている。ただし、地震に伴って地すべり、などの局所的な変動が発生している場合がある。そのような場合には、補正パラメータの提供地域であっても、必要に応じて測量などを行う。なお、補正する基準点成果は、測地系に準拠していなければならない。

問 C-3. 数年前に付近で地震が発生し、大きな地殻変動が生じた地域において、レベルによる水準測量で復旧測量を実施することとなった。既知点を選定する際の留意点について、次の語群の語句を全て使用して解答欄に記せ。

語群

改定	既知点	成果
----	-----	----

④ 午後

令和 7 年測量士試験問題集

選択〔No. 3〕

問 A. A 市では，東西 19 km，南北 14 km の平たんな長方形の区域を対象に，公共測量により，以下に示す撮影条件で，デジタル航空カメラを鉛直下に向けた空中写真の撮影を行うこととした。次の各問に答えよ。

なお，関数の値が必要な場合は，巻末の関数表を使用すること。

撮影条件

- ・デジタル航空カメラは，画面距離 80 mm，画面の大きさ 26,000 画素 × 17,000 画素，撮像面の素子寸法 4.0 μm とし，画面の短辺は撮影基線と平行とする。
- ・GNSS/IMU 装置を使用して撮影を行う。
- ・撮影コースは東西方向とする。
- ・南北両端の撮影コースでは，撮影区域の外側を写真 1 枚当たりの画面長辺の撮影幅の 20% 以上を含むように撮影する。
- ・各コースでは始めと終わりに撮影区域外を各 1 モデル分加えて撮影する。
- ・撮影基準面の標高は地表面の標高と同じ 100 m とし，撮影基準面における地上画素寸法は 10 cm とする。
- ・撮影基準面における同一撮影コース内の隣接写真との重複度を 60%，隣接撮影コースの空中写真との重複度を 30% とする。

問 A-1. 撮影コース間隔を m 単位で小数第 1 位を切り捨て，整数で求め解答欄に記せ。

問 A-2. 最少コース数を求め，解答欄に記せ。

問 A-3. 最少撮影枚数を求め，解答欄に記せ。

問 A-4. 撮影高度の標高を m 単位で小数第 1 位を四捨五入し，整数で求め解答欄に記せ。

<次のページに続く>

選択〔No. 3〕

問 B. 近年, i-Construction の推進によって, 三次元点群データの活用が広がっており, 公共測量においても, 三次元点群データの取得に当たって無人航空機 (以下「UAV」という。) や航空レーザ測量システムを使用する場面が増えてきている。次の各問に答えよ。

問 B-1. UAV を用いた測量を行う際は, 使用する UAV 機器の性能などの確認や撮影前後の点検を実施し, UAV の飛行に関する関係法令を遵守して安全運航に努めなければならない。次の a ~ b は, 公共測量において, UAV 写真点群測量を実施する際の UAV が有すべき性能について, c ~ d は UAV の飛行に関する関係法令について述べたものである。

~ に入る最も適当な語句はどれか。次の語群から選び解答欄に記せ。

- a. 撮影に使用する UAV は, 撮影時の環境変化に影響を受けずに安定して飛行できるように, 機能及び異常時の自動帰還機能を有すること。
- b. 撮影に使用するデジタルカメラは, レンズの焦点距離を自動調整したり, レンズのブレ等を補正したりする自動処理機能を ものであること。
- c. UAV の飛行の手続についての関係法令は, (昭和 27 年法律第 231 号) や重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成 28 年法律第 9 号) などがある。
- d. 空港等の周辺, 地区, 地表又は水面から 150 m 以上の高さの空域などに UAV を飛行させる場合は, あらかじめ飛行許可申請の必要性を確認し, 必要な手続を行う。

語群

解除できる	空港法	航空法	手動飛行
準人口集中	常時利用する	自律飛行	人口集中

<次のページに続く>

問 B-2. 昼間でも樹木の下が薄暗い山林のうち東西 500 m, 南北 200 m の範囲において, 地表面形状の把握を目的として, UAV を用いた三次元点群データの取得を計画している。表 3-1 に示す①及び②の測量技術を比較し, より計測に適した測量技術の番号及びその理由をそれぞれ解答欄に記せ。

ただし, 法律上の制限や安全に関する内容は除く。

表 3-1

番号	測量技術
①	UAV レーザ測量
②	UAV 写真点群測量

問 B-3. UAV レーザ測量を実施する際のスキャン角度やコース間重複度などの計測諸元の設定においては, 測量作業範囲の地形条件や天候を考慮する必要がある。UAV レーザ測量において, 標高差の大きい傾斜地を含む範囲を対象に, 等高度で複数のコースの計測計画を作成する場合, コース間重複度 30%以上を確保するために特に気をつけるべき点及び対応方法は何か。次の語群の語句を全て使用して解答欄に記せ。

語群

計測幅	コース間重複度
-----	---------

<次のページに続く>

問B-4. 公共測量において航空レーザ測量により数値標高モデルを作成することとした。

図3-1は、航空レーザ測量を模式的に示した図である。以下に示す計測諸元を設定した場合、図3-1に示す飛行方向の標準的取得点間距離は幾らか。m単位で小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで求めて解答欄に記せ。

また、スキャン範囲における平均的な取得点密度を 1 m^2 当たり4点以上としたいとき、対地高度を何m以下とする必要があるか。1の位を切り捨て、10の位までの概数で解答欄に記せ。

ただし、計測エリアは平坦であり、航空機の対地高度及び対地飛行速度は一定であるとともに、機体の傾きや回転は考慮しないものとする。また、飛行コース間の重複は考慮しないものとする。

なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。

計測諸元

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対地飛行速度：50 m/秒 ・ スキャン角度：$\pm 30^\circ$ ・ パルスレート（1秒当たりの照射回数）：800,000 回/秒 ・ スキャンレート（1秒当たりの走査回数）：50 往復/秒 |
|--|

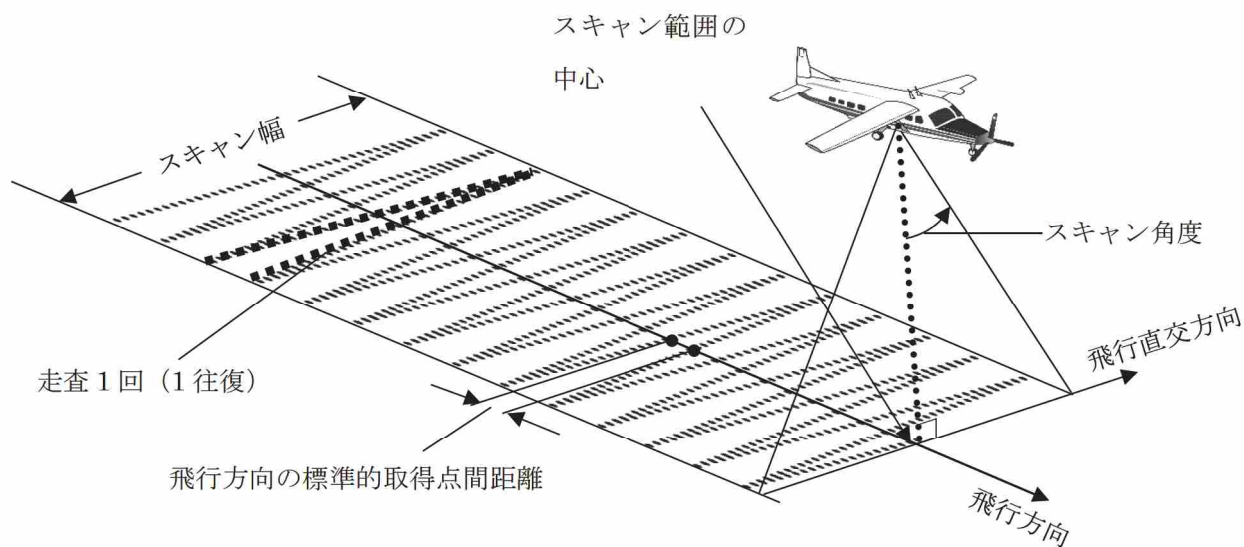


図3-1

<次のページに続く>

選択〔No. 3〕

問 C. 公共測量における車載写真レーザ測量について、次の各問に答えよ。

問 C-1. 次の a 及び b の文は、車載写真レーザ測量について述べたものである。

～ に入る最も適当な語句はどれか。次の語群から選び解答欄に記せ。

ただし、同じ語句を使用してはならない。

- a. 車載写真レーザ測量システムは、自車位置姿勢データ取得装置、 及び解析ソフトウェアなどで構成されている。このうち、自車位置姿勢データ取得装置は、GNSS 測量機、、走行距離計等で構成されるもので、それらを適切に同期させ、解析処理に必要な自車位置姿勢データを取得する。
- b. データの取得において、基準となる GNSS 測量機を整置する観測点（以下「固定局」という。）は、データを取得する区間との基線距離を原則 以内とし、やむを得ない場合でも を超えないものとする。固定局には、 を用いることを原則とする。また、固定局の観測データ取得間隔は 以下とし、自車位置姿勢データ取得装置の GNSS 測量機の観測データ取得間隔も 以下とする。

語群

一等三角点	電子基準点	トータルステーション	ドライブレコーダ
レーザ測距装置	IMU（慣性計測装置）	5 km	10 km 20 km
30 km	40 km	0.1 秒 1 秒 10 秒	1 分

<次のページに続く>